

オフサイトPPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入業務 企画提案募集要領

この要領は、オフサイトPPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入業務（以下「本業務」という。）の実施に当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 事業名

オフサイトPPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入業務

2 事業目的

本業務は、「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」に掲げる、県の事務事業における温室効果ガス排出量51%削減（2013年度比）の目標達成に向け、オフサイトPPA※による手法を活用し、県有未利用地への太陽光発電設備等の設置と、非化石証書の調達を組み合わせることで、県の保有する施設へ最大限の再エネ電力を供給するもの。また、電気料金に係る財政負担の軽減を図るもの。

※オフサイトPPA（Power Purchase Agreement：電力購入契約）

県有未利用地の敷地内（野立て）に、発電事業者が所有することを前提とした太陽光発電設備及び附帯設備を当該事業者が設置の上、運転・維持管理等を行う。これらの費用を当該事業者が負担する代わりに、宮城県は使用量に応じた電気料金を支払って、発電した電力を一般の電力系統を介して県有施設において直接使用するもの。

3 業務内容

別紙仕様書のとおり。

なお、本事業は、県が別途定める交付要綱に基づき、事業者に対して県から予算の範囲内で補助金（以下「県補助金」という。）の交付が可能である。県補助金を活用する場合、交付要綱及び実施要領を順守すること。

4 事業期間

- (1) 事業期間は実施協定を締結した日から設備の撤去完了日までとする。
- (2) 令和9年2月26日（金）までに設置工事を完了し、設備から各需要地への電力供給を可能な状態とする。電力供給開始は令和9年4月1日（木）を予定するが、具体的な時期については、県及び施設管理者との協議により決定する。
- (3) 運転期間は、電力供給開始から20年間を基本とするが、県と事業者の協議に基づく延長を可とする。

5 発電地及び需要地

別紙1のとおり

6 提案方法

別紙 1 の需要地に対して、使用電力量の全量を供給するものとする。供給方法は PPA で設置した太陽光発電設備からの供給分（以下「PPA 電力」という。）と、夜間電力等の PPA 電力だけでは賄えない電力の供給分（以下「補給電力」という。）を組み合わせたものとする。なお、補給電力のうち、非化石証書を付けた電力を「証書電力」、非化石証書を付けず排出係数のかかる電力を「非再エネ電力」とする。

発電地については、旧米谷工業高等学校を必須提案、水産技術総合センター一種苗生産施設跡地を任意提案とし、提案地を様式第 5 号に記載の上、企画提案書と併せて提出すること。

7 県補助金

太陽光発電設備への導入補助に係る上限額等は以下のとおり（発電地ごとの上限額は設けない）。

- (1) 補助率 1 / 2
- (2) 上限額 187,500,000 円（税抜）
(補助対象経費上限額 375,000,000 円)
- (3) 補助対象 太陽光発電設備（その他地域共生の促進に資する経費を含む）
- (4) 対象地 別紙 1 記載の発電地

第 2 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- 2 この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和 2 年 4 月 1 日施行）に掲げる資格制限要件に該当する者でないこと。
- 3 宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- 5 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 6 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 7 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定するもの。）に該当しない者であること。
- 8 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定するもの。）に該当しない者であること。
- 9 本業務を的確に遂行する能力を有し、本業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。

- 1 0 事業履行実績として、過去5年の期間において出力500kW以上の太陽光発電設備の導入実績があること。なお、需要家は自治体に限らず、民間企業等を実績としてカウントすることを認める。当該実績は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
- 1 1 本事業の実施体制の中に、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく経済産業大臣からの登録を受けた小売電気事業者を含めること。また、電気主任技術者（第一種、第二種、第三種のいずれか）を含んでいること。なお、これらの有資格者は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
- 小売電気事業者については、インバランスコストのリスクを鑑みて、PPA電力と補給電力の小売電気事業者を一致させることを優先し、分割供給とならないよう努めること。
- 1 2 共同事業者にあっては、次のいずれにも該当すること。
- (1) 全事業者が上記1から9までを満たしていること。
- (2) また、県は代表者とのみ実施協定及び電力供給契約を締結するため、その他の参加者については、代表者との契約により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。
- (3) 構成員が、他の企業連合の構成員として又は単独により本企画提案に参加していないこと。

第3 スケジュール

企画提案募集及び質問受付開始	令和8年1月28日（水）
現地見学会の参加受付期限	令和8年2月9日（月）正午 必着
現地見学会の日時決定	令和8年2月10日（火）正午
現地見学会	令和8年2月13日（金）
企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和8年2月19日（木）午後5時 必着
企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和8年2月26日（木）午後5時
対象地に係る資料提供の申出期限	令和8年3月6日（金）正午 必着
企画提案への参加申込期限	令和8年3月6日（金）正午 必着
企画提案書の提出期限	令和8年3月12日（木）正午 必着
一次審査（書面審査）	令和8年3月16日（月）
本審査（プレゼンテーション審査）	令和8年3月23日（月）予定
選定結果通知	令和8年4月中旬 予定
実施協定締結	令和8年4月下旬 予定

※一次審査は、原則として応募者が5者を超えた場合のみ実施する。

※スケジュールは、発注者の都合により変更される場合がある。

第4 応募手続

1 対象地に係る資料提供の申出

(1) 申出期限

令和8年3月6日（金）正午 必着

(2) 申出方法

- ア メール件名を「太陽光資料提供依頼」とし、電子メールにて、申し出ること。
なお、データ容量が30MB程度であるため、県から大容量ファイル受信サービスを活用してデータを1名へ送付する。受信者をメール本文に記載すること。

イ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

kankyop@pref.miyagi.lg.jp

(宮城県環境生活部環境政策課環境計画推進班)

(3) 提供方法

申出を確認後、3営業日以内にデータを送付する。

(4) 提供データ

以下のデータを提供する。

ア 発電地

(ア) 旧米谷工業高等学校

- ・公図、地積測量図、登記簿
- ・地質調査資料※紙媒体のため、現地見学会で閲覧願います
- ・設置可能位置（別紙2-1）※公表済
- ・東北電力ネットワーク株式会社からの事前相談に対する回答書（高圧）

(イ) 水産技術総合センター種苗生産施設跡地

- ・公図、地積測量図、登記簿、実測平面図
- ・地質調査資料
- ・堤防計画資料（施工済）
- ・設置可能位置（別紙2-2）※公表済
- ・東北電力ネットワーク株式会社からの事前相談に対する回答書（高圧）

イ 需要地

- ・30分デマンド（別紙3）※公表済
- ・電気料金請求書（令和6年度実績）
- ・県提示価格

(5) 提供後の取扱いについて

提供した資料については、本事業の企画提案のためのみに使用し、本公募手続き終了後は、当該目的以外に使用することのないよう、速やかに破棄すること。

2 企画提案書作成等に関する質問の受付

(1) 受付期限

令和8年2月19日（木）午後5時まで 必着

(2) 提出方法

ア 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

イ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

kankyop@pref.miyagi.lg.jp

(宮城県環境生活部環境政策課環境計画推進班)

ウ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年2月26日（木）午後5時までに宮城県環境生活部環境政策課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

3 現地見学会への参加申込

（1）受付期限

令和8年2月9日（月）正午

（2）提出方法

ア 指定様式（様式第2号）を用いて、電子メールにより提出すること。

イ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

kankyop@pref.miyagi.lg.jp

（宮城県環境生活部環境政策課環境計画推進班）

（3）開催日時

令和8年2月10日（火）正午までに様式第2号記載のメールアドレスへ開催日時及び集合場所をメールで連絡する。現時点では概ね以下のとおり想定しているが、県の都合や申込状況により、変更することがある。

No	発電地名称	所在地	暫定日	暫定集合時間
1	旧米谷工業高等学校	登米市東和町米谷字古館88	令和8年 2月13日（金）	午前10時
2	水産技術総合センタ 一種苗生産施設跡地	石巻市谷川浜地内		午後2時30分

（4）内容

ア 所要時間 90分から2時間程度

イ 確認項目 設置候補箇所及び電力系統の確認、ボーリング調査資料の閲覧など

ウ 立会者 宮城県環境政策課職員及び未利用地管理職員

※なお、当日は未利用地の管理者に対して、未利用地に関する基本的事項を質問することを可とするが、公募要領や仕様書に関しては、様式第1号により質問すること。

4 企画提案への参加申込

（1）提出書類

ア 企画提案参加申込書（様式第3号） 1部

イ 企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第4号） 1部

ウ 応募資格を満たす業務実績を証する契約書の写し等 1部

（2）提出期限

令和8年3月6日（金）正午 必着

（3）提出方法

持参又は郵送

（4）提出先 宮城県環境生活部環境政策課環境計画推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 県庁13階北側

5 企画提案書の提出

（1）提出書類

- ア 提案地一覧（様式第5号） 1部
イ 提案価格一覧（様式第6号） 1部
ウ 企画提案書（任意様式） 紙媒体1部及び電子ファイル
※A4版両面印刷（カラー印刷可）とし、表紙及び目次を除き25ページ以内（添付資料を含む）とする。
※ページ番号付きとし、提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめること。
- (2) 企画提案書の構成
別紙「企画提案書の構成について」のとおり。
- (3) 提出期限
令和8年3月12日（木）正午 必着
- (4) 提出方法
書面 持参又は郵送
電子データ 電子メール、データ送信サービス、CD-ROMの郵送等
提出先 宮城県環境生活部環境政策課環境計画推進班
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 県庁13階北側
電子メールアドレス kankyop@pref.miyagi.lg.jp
(宮城県環境生活部環境政策課環境計画推進班)

第5 事業予定者の決定

1 審査内容

(1) 一次審査（書類審査）

ア 實施日

令和8年3月16日（月）

イ 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、下記第6の審査項目及び配点に基づいて審査し、審査の結果、提案者の中から上位5者を選定する。

(2) 本審査（プレゼンテーション審査）

ア 實施日

令和8年3月23日（月）予定

イ 實施場所

宮城県行政庁舎内会議室

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

ウ 審査の実施方法

（ア）出席者は1提案につき3名以内とする。

（イ）1提案者あたりの持ち時間は、30分以内（説明20分、質疑応答10分）
とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。

（ウ）応募のあった企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、
追加資料の配付は原則として認めない。

（エ）プロジェクターの使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出
ること。この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意する。

(オ) 社会情勢等により収集が困難となった場合は、書面審査又はその他の形式により選定を行う。なお、この場合、実施方法については別途通知する。

エ 評価・選定方法

(ア) 宮城県が設置する選定委員会において、下記第6の審査項目及び配点に基づき提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査する。

(イ) 事業予定者は、各委員評価点の平均が、満点の6割以上の提案者の中から選定する。

(ウ) 各委員の評価点を合計し、総合点の高い順に順位を決定する。また、採点の結果、最も高い総合点が同数の場合は、1位をつけた委員数の多い提案者を事業予定者として選定する。なお、この場合、1位をつけた委員数も同数の場合は、委員長が事業予定者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、事業予定者を選定する。

(エ) 提案者が1者のみであった場合は、各委員の評価点を合計し、満点の6割以上となった場合に、事業予定者として選定する。

(次ページへ続く)

第6 評価基準・配点

次の審査項目及び配点（合計100点）とする。※配点は一次審査・本審査ともに同様

評価項目	評価の視点	配点
1. 実績 <配点15点>	・事業期間満了まで事業実施できる資金計画か。 ・過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか。	15点
2. 実施体制 <配点16点>	工事遂行能力	・実施体制や施工スケジュールは適切か。
	稼働遂行能力	・メンテナンス計画や維持、管理等の実施体制は適切か。
	事業実施中のリスク対応	・設備異常時への対応等、事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっており、連絡体制も十分か。
3. PPA電力 <配点10点>		・需要地における電力消費の特性や、発電地における現地調査等を鑑みて、自家消費率や設備利用率等が妥当かつ最大限の導入容量か。
		・自家消費率や設備利用率等のシミュレーション等は妥当か。
		・製品及び工法について、風圧、積雪、地震等に十分に耐えうる仕様となっているか。
4. 補給電力 <配点10点>		・価格や供給量の観点において、安定的に供給される計画となっているか。
5. バランシング <配点10点>		・PPA電力と補給電力における計画値同時同量の履行が可能な内容となっており、インバランス料金の発生リスクが小さいか。
6. 再エネ割合 <配点12点>		・需要地の電力消費量に占めるPPA電力と証書電力の割合はどの程度か。
7. 電気料金（概算） <配点8点>		・需要地におけるPPA電力と補給電力の合算での年間電気料金について、算定方法が適切かつ県提示価格以下か。
8. 地域共生及び地域貢献策 <配点15点>		・提案地の地域特性及び周辺環境に配慮した提案であるか。
		・地元市町村や周辺住民等への説明責任を県と共に十分に果たせるか。
		・施工あるいはメンテナンス等において、県内事業者を活用する提案であるか。
		・証書電力の産地を宮城県産として優先調達する内容になってい るか。
9. 独自提案 <配点4点>		・創意工夫のある提案であるか。
合計		100点

第7 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、提案者を失格とする。

- 1 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- 2 本実施要領等に従っていない場合
- 3 選定委員会におけるプレゼンテーションに参加しなかった場合
- 4 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- 5 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- 6 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

7 その他応募者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合

第8 選定結果の公表方法・内容

1 選定結果の通知

(1) 一次審査結果の通知 ※応募者が5者を超えた場合のみ実施

審査終了後、速やかに全ての提案者に審査結果を文書で通知する。

(2) 本審査結果の通知

所定の手続きを経た後、プレゼンテーション審査に出席した提案者に文書で通知する（令和8年4月中旬予定）。

2 選定結果の公表

審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点を公表する。ただし、第1順位の事業予定者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

第9 仕様の決定及び協定締結

1 仕様の決定

審査結果の通知後、県と事業予定者が協働して仕様を調整し、決定する。

2 実施協定の締結

仕様決定後、別紙「協定書（案）」の内容について協議した上で、速やかに事業実施のための協定を締結する。設置完了後には、当該協定に基づく電力供給契約を締結する。

3 第1の7の補助金の交付を希望する場合は、選定後速やかに補助金の交付申請を行う。また、原則、様式第5号に記載した補助額で申請し、交付後の増額は行わないことに留意すること。

第10 提出関係書類の様式

- | | |
|-------------|-------|
| 1 質問書 | 様式第1号 |
| 2 現地見学会申出書 | 様式第2号 |
| 3 企画提案参加申込書 | 様式第3号 |
| 4 宣誓書 | 様式第4号 |
| 5 提案地一覧 | 様式第5号 |
| 6 提案価格一覧 | 様式第6号 |

第11 注意事項

1 実施協定及び契約に関する条件等

(1) 機密の保持

事業予定者（事業予定者と契約する事業者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、事業の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。実施協定及び契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

事業予定者（事業予定者と契約する事業者を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

2 その他

- (1) 提出された提案書は、原則として返却しない。
- (2) 提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取消しは認めない。
- (3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 提案者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めがある。
- (5) 本業務の実施に関して、事業予定者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と事業予定者で協議の上、決定する。また、実施協定締結後、具体的な業務内容や進め方等については、県と協議することとする。
- (6) 提案内容は本業務の範囲とし、仕様書記載のやむを得ない場合を除き、原則として事業者提案単価を上限として提案内容を実現するものとする。仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、県と事業予定者が協議の上決定する。
- (7) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。
- (8) 本業務は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約対象業務として、年度開始（歳出予算成立）前に企画提案の手続を進めているものである。したがって、本件に関する歳出予算が不成立となったときは、協定手続の中止、協定の解除、交付金額の減額等を行う。

第12 問い合わせ先

宮城県環境生活部環境政策課 環境計画推進班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話022-211-2663

企画提案書について

1 企画提案書の構成について

企画提案書は以下の項目順に作成すること。文字サイズは10.5 ポイント以上、ファイル形式は Microsoft Word、Excel、PowerPoint 形式及び PDF ファイルの限りとする。なお、仕様書に掲げる業務の目的を達成するために、より効果的な取組等を提案する場合は、必要な項目を網羅する場合に限り、以下の構成によらず企画提案書を作成し、提案することを妨げない。

(1) 表紙

「事業名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を記載すること。

(2) 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

(3) 記載内容

ア 会社概要

イ 類似実績

ウ 実施体制（工事期間、稼働期間、リスク対応時）

※発電事業者、施工業者、小売電気事業者、維持管理事業者について、最大限明確に記載すること（予定でも可）

エ スケジュール（工事期間、稼働期間）

オ PPA 電力

(ア) 一覧

- ・太陽光及びパワコンの各出力 kW、蓄電池の蓄電容量 kWh

※目安容量と同程度以上を満たせない場合、理由を付記すること

- ・補助対象経費と補助対象外経費を区分した導入費、補助金額

※系統設備に対する工事費負担金が明らかではない場合は、知見による推計をベースに算出すること

- ・発電量及び自家消費量の記載を含めた自家消費率、設備利用率

※シミュレーション方法を付記すること

(イ) 製品及び工法

カ 補給電力

(ア) 調達方法（非化石調書の調達方法を含む、産地指定の場合は指定方法を含む）

(イ) 価格設定の考え方（契約期間、各費目の固定・変動含む）

キ バランシング ※計画値同時同量をどのように図るか記載すること

ク 再エネ割合

(ア) 電力構成

※需要地の電力消費量に占める PPA 電力、証書電力、非再エネ電力の割合をそれぞれ明記すること（証書電力のうち宮城県産の電力を一部想定する場合は、さらに区分）

(イ) 二酸化炭素排出削減量

事業実施前の二酸化炭素排出量は以下のとおりとする。

- ・宮城県庁舎・・・3,629t-CO₂（年間）
- ・登米総合産業高等学校・・・256t-CO₂（年間）

事業実施後の非再エネ電力の排出係数については、各社の係数を採用すること

ケ 電気料金（概算）

様式第6号に記載の費目や料金を転記すること。

コ 地域共生及び地域貢献策

- ・提案地の地域特性及び周辺環境への配慮事項の整理と対応
- ・県内事業者の活用

サ 独自提案

2 企画提案に求める視点について

(1) 最大限の再エネ化

PPAによる追加性のある再エネの導入に加え、非化石証書の調達による補給電力の再エネ化を行うことで、使用電力量を最大限再エネ化する提案を期待する。

(2) 財政負担の軽減

二酸化炭素排出量の削減のほかに、県財政の負担軽減も重要な視点であり、PPAや補給電力の調達に係るノウハウを最大限生かすことで、費用対効果のある提案を期待する。

(3) 地域共生及び地域貢献策

地域と共生した太陽光発電設備の導入となるよう工夫することに加え、施工及びメンテナンス並びに非化石証書について、県内活用を最大限検討することを期待する。また、PPA自体が近年導入され始めたスキームであることに加え、オンサイトPPAと比較してオフサイトPPAの事例が全国的に少ないとから、好事例を創出し、県内企業や県内自治体への普及啓発に繋がるよう、地域振興に資する取り組みを期待する。